

## 企業向けサービス価格指数・品目「携帯電話・PHS」

### で採用するモデル価格の見直し

#### —— 『分離プラン』の取り込み ——

企業向けサービス価格指数の品目「携帯電話・PHS」（大類別「情報通信」）の指数作成に採用しているモデル価格において、2010年1月指数から、最近、利用者が増大している携帯電話端末価格と携帯電話通信料金とを分離して利用者が負担する『分離プラン』を取り込むことにしましたので、お知らせします。

2009年以前のモデル価格では、分離プラン導入前の端末販売と通信サービスが実質的に一体となった携帯電話料金プランのみを採用しています。分離プラン導入前の料金サービスでは、利用者に端末を格安で販売する一方、通信料金を割高に設定し、端末販売時に生じた赤字分（この赤字分は、携帯電話サービス会社から販売代理店への端末販売奨励金に相当します）を通信料金で回収する仕組みが取られていました<sup>1</sup>。他方、分離プランでは、利用者に端末を従来よりも高い価格で販売します（携帯電話サービス会社から販売代理店への端末販売奨励金が減少しています）が、一方で通信料金は割安に設定されています。

このため、品目「携帯電話・PHS」の調査価格において、分離プラン導入前の従来プランから分離プランへ採用する料金プランを変更すると、通信料金が大きく下落することから品目指数が低下することになります。しかしながら、利用者の端末の購入代金は大幅に上昇しているため、利用者のトータルの負担はさほど減少していません。この点を考慮して、分離プラン導入による通信料金の減少額に加えて、分離プラン導入前と分離プラン導入後の端末販売奨励金の減少額を端末の平均保有期間で除して算出した「1ヶ月当たりの利用者負担の増加額」を、品目「携帯電話・PHS」の指数に反映させることとしました。

具体的には、従来プランと分離プランの利用者の価格変化額を、

【分離プラン選択時の通信料金の減少額<マイナス値:実績割引率を考慮>】に【分離プラン導入前後の端末販売奨励金の減少額<＝利用者負担の増加額:推計値>/端末平均保有期間<推計値>】を加算したもの

と定義し、当該品目指数に反映させています。なお、この端末販売奨励金の月次当たりの負担額は、端末の販売奨励金および平均保有期間を最近の携帯電話サービス会社各社決算資料等をもとに推計したものを、算出しています<sup>2</sup>。

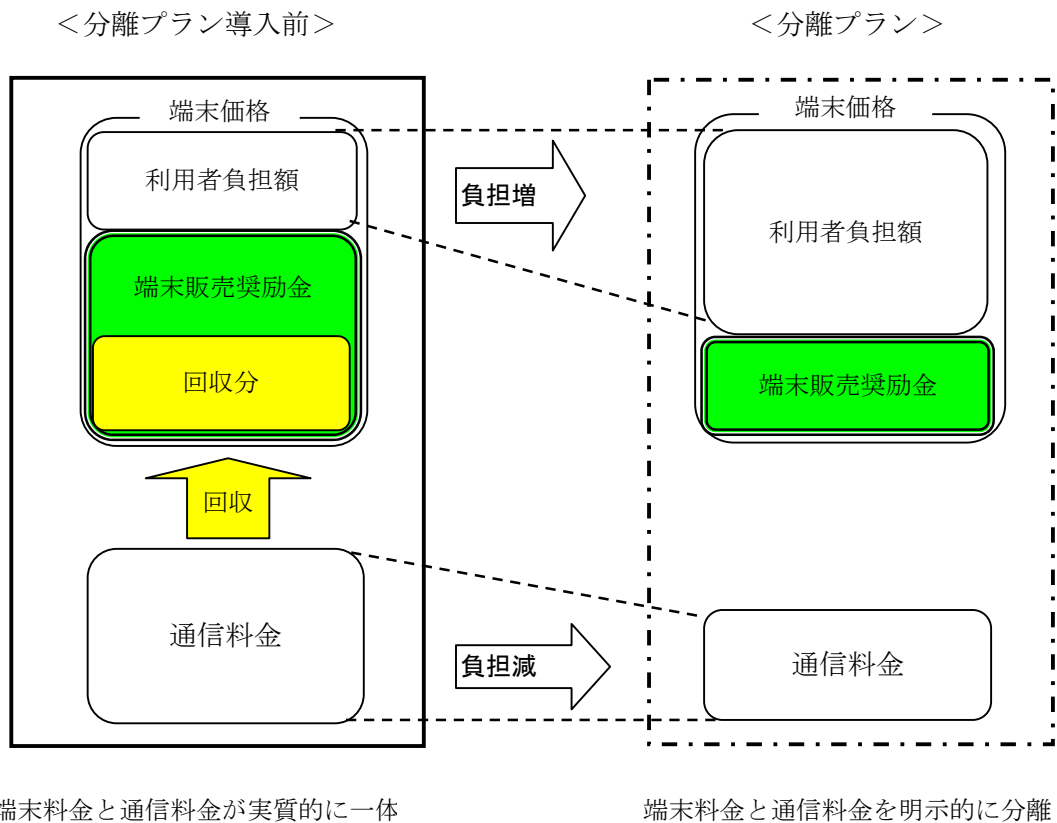
「携帯電話・PHS」の指数作成に採用しているモデル価格は、最も安価な料金プランで算出される料金を調査価格とする「最安タイプ」と、各時点において法人向け

<sup>1</sup> 分離プランは2007年後半から導入され、既存プランからの移行が進んできています。

<sup>2</sup> 分離プランへの移行後の端末販売奨励金の変化額は、全て端末（携帯電話機）価格の変動とし、通信料金の変動とは無関係と考えています。

で最も利用回線が多い料金プランを用いて算出される料金を調査価格とする「代表タイプ」を設定しています。このため、2010年1月以降、分離プランを含めた「最安タイプ」の料金プランが選定され、品目指数が変化し、次に利用回線数が最も多くなる料金プランが変更された時点で「代表タイプ」が移行し、その時点でも指数が変化することになります。

参考：分離プラン導入前後における利用者負担額（イメージ図）



本件に関しては、調査統計局 物価統計担当（TEL：03-3279-1111 内線 4073）までお問い合わせ下さい。

以上